

地下駐車場における排気ガスによる障害の予防について

最近、都市においては路上駐車が制限されてきたことから、地下駐車場が増加しつつあるが、そこで働く労働者のなかに、頭痛、眼痛等自動車の排気ガスによると思われる症状を訴える者がいることにかんがみ、このような障害を予防するため、今般地下駐車場(出入口のほか換気に有効な開口部をもたない地下の駐車場をいい、駐車場所のほか、これに面して出入口、開放しうる窓等を有する機械室、電気室、電話交換室、放送室、事務室等の附帯施設を含む。以下同じ。)に関し、別添の「地下駐車場排気ガス障害予防対象要綱」を定めるとともに、地下駐車場に関し、労働基準法施行規則第18条および労働安全衛生規則第173条について下記のとおり取り扱うこととしたので、関係業界および関係事業場に対し、本趣旨の周知を図るとともに、監督指導に当たって遺憾のないようにされたい。

記

1. 労働基準法施行規則第18条について

労働基準法施行規則第18条に掲げる有害業務の範囲については、昭和43年7月24日付け基発第472「有害業務の範囲について」によりその一部を指示したところであるが、地下駐車場の業務のうち次の業務は、一酸化炭素に関し、同条第9号に掲げる有害業務に該当するものであること。

- (1) 入車 受付け業務
- (2) 出車 受付け業務
- (3) 料金徴収業務
- (4) 自動車誘導等の場内業務
- (5) 洗車等のサービス業務

2. 労働安全衛生規則第173条について

労働安全衛生規則第173条の規定による一酸化炭素又は窒素酸化物濃度抑制のため講じる必要のある適当な措置は、地下駐車場については、次の表のとおりであること。

作業場の区分	講ずべき措置
自動車誘導等の場内業務を行なう 駐車場所	1. 排気ガスが滞留するおそれのある 箇所のないよう全体換気を行なう こと。 2. 換気量は、換気回数(回/時)で 10以上となるようにすること。
入車受け業務を行なう場所 出車受け業務を行なう場所 料金徴収業務を行なう場所	扉又は開きを設け、給気による全体換 気を行なうこと。
洗車等のサービス業務を行なう 場所	給気による全体換気を行なうこと。
駐車場所に隣接し、換気装置、 電気装置の操作、電話交換、放 送等の業務を行なう附帯施設(隣壁等により駐車場所と完全に 区画されたものを除く)。	扉を設け、給気による全体換気を行な うこと。

地下駐車場排気ガス障害予防対策要綱

1. 目的

本要綱は、地下駐車場における環境を改善し、かつ、そこに働く労働者に対し健康管理等の措
置を実施することにより、自動車の排気ガスによる障害を予防することを目的とすること。

2. 施設および業務の範囲

(1) この要綱において、地下駐車場とは、出入口のほか換気に有効な開口部をもたない地下の
駐車場をいい、駐車場所のほか、これに面して出入口、開放しうる窓等を有する機械室、電気室、
電話交換室、放送室、事務室等の附帯施設を含むものとする。

(2) 地下駐車場業務(地下「駐車場業務」という)とは、主として地下駐車場で行なう次の業務
をいうこと。

- イ 入車受け業務
- ロ 出車受け業務
- ハ 料金徴収業務
- ニ 自動車誘導等の場内業務

ホ 洗車等のサービス業務

ヘ 附帯施設内業務

3. 排気ガス中の対象有害物および気中濃度の抑制目標排気ガスには、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO)、鉛(Pb)、炭酸ガス(CO₂)等の有害物が含まれており、これらすべてを抑制することが、必要であるが、当面の措置の目標としては、一酸化炭素と対象有害物とし、駐車場業務を行なう場所について、その気中濃度が、最も出入車数の多い1時間における測定値の平均で、50PPmをこえないようにするものとする。

4. 環境管理

(1) 環境測定

対策を実施するに当たっては、駐車場業務従事者の排気ガスへのばく露の程度、換気効果を継続的には握るため、一酸化炭素について、まず次の表の「当初測定」欄に掲げる要領で測定を行ない、所定の措置を講じた後、同表の「措置後測定」の欄に掲げる要領で測定を行ない、その結果を記録すること。

測定場所	当初測定	措置後測定
1. 入車受け業務を行なう場所	それぞれの場所で場所毎に出入車数の多い時間について、6回精度測定を行ない、その平均値を求めること。	① 週1回程度、出入車数の多いときに、測定を行なうこと。 ② 出入口等の隙間について、スモークテスト等により、室外から室内への漏洩の有無を調べること。
2. 出車受け業務を行なう場所		
3. 料金徴収業務を行なう付近		
4. 駐帯施設		③ 排気ガスばく露量の推定資料をうるため、入車数の増減に応じた排気ガスの濃度変化を測定しておくこと。 ④ 措置前と同様の測定を適宜行ない、その平均値を求めておくこと。
5. 駐車場所		
6. 洗車等のサービス業務を行なう場所		
7. 換気装置の外気取入口付近	1. から 6. までの場所について測定する場合、むかして測定すること。	左欄に同じ。
8. 附外の出入車口付近		

(2) 駐車場所に対する措置

- イ 内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設け、労働者が駐車場業務に従事する間これを稼働させること。
- ロ 排気ガスが停滞するおそれのある箇所については、給気口および排気口の増設、その配置の変更等を行なうこと。

(3) 駐車場業務に対する措置

- イ 入車受付業務、出車受付業務、料金徴収業務
 - (イ) 直接、車路に出て、アイドリング中又はスタート時の排気ガスにばく露しないようにするため、室又は囲いを設け、その中で業務を行なうようにすること。

(ロ) (イ)の室又は囲いに排気ガスが、流入しないようにするため、給気による全体換気を行なうこと。

ロ 自動車誘導等の場内業務

アイドリング中、自動車の排気口付近で業務を行なわないこと。

ハ 洗車等のサービス業務

(イ) 給気による全体換気を行なうこと。

(ロ) 駐車場の隅等駐車場所に隣接した場所で業務を行ない、かつ、その換気系統が駐車場所に対するものの一部である場合には、換気の良否について特に留意すること。

ニ 附帯施設内業務

(イ) (イ)に室を設け、その中で業務を行なわせること。

(ロ) (イ)に室に排気ガスが流入しないようにするため、給気による全体換気を行なうこと。

(4) 換気装置に対する措置

イ 外気取入口は、排気ガス等の汚染空気が停滞するおそれのある場所に設けないこと。

ロ 室等について給排気による換気を行なう場合は、給気量は、排気量より多くすること。

ハ 性能の維持、故障の防止のため、定期的に点検を行なうこと。

(5) 不測の事態に対する措置

換気装置の不時の運転停止等の場合に対処するため、次の措置を行なうこと。

イ 一酸化炭素用隔離式防毒マスクを駐車場の適当な場所に備え付け、かつ、装着訓練を行なっておくこと。

ロ 必要な場合には、直ちに自動車の入車を中止する等適切な措置をなし得る体制を整えておくこと。

5. 労働時間の制限

入車受け業務、出車受け業務、料金徴収業務、自動車誘導等の場内業務および洗車等のサービス業務の従事者には、1日(通常8時間、労働基準法第32条第2項の規定による場合は、その日の所定時間)について2時間をこえて時間外労働をさせないこと。

6. 健康管理

(1) 駐車場業務従事者に対しては、定期健康診断の際、頭痛、頭重、めまい、不眠、倦怠、眼痛、はき気等についての問診を行なうこと。

(2) 眼がチカチカする等の眼痛を訴えるものに対しては、公共用水道水等の清浄な流水により洗眼を行なわせること。

(3) 作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える者については、すみやかに医師による診断を受けさせること。

この場合、医師に作業環境の実態および本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。

(4) 休憩時等には、極力、地下駐車場外に出させること。

別添

○ 駐車場法(昭和32年5月16日法律第106号)(抄)(構造及び設備の基準)

第11条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

○ 駐車場法施行令(昭和32年12月13日政令第340号)(抄)(換気装置)

第12条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。